

アメリカ沿岸警備隊の任務と根拠法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 ローラー ミカ

【目次】

はじめに

I 沿岸警備隊の任務の概観

- 1 概要
- 2 法執行活動
- 3 情報活動（インテリジェンス）

II 安全保障に関する任務

- 1 港湾、水路及び沿岸の保安活動
- 2 薬物及び移民取締り
- 3 防衛準備態勢

III 安全保障以外の任務

- 1 海洋の管理
- 2 海洋の安全

おわりに

翻訳：合衆国法典第 14 編 沿岸警備隊（抄）

はじめに

米国沿岸警備隊 (United States Coast Guard) は、陸海空軍、海兵隊と並び合衆国軍の一部門と位置付けられている (14 U.S.C. §1⁽¹⁾、10 U.S.C. §101)。海洋の安全、管理及び保安に関する種々の任務を有し、米国の内水、港湾、領海⁽²⁾、排他的経済水域⁽³⁾、公海及び、沿岸国の同意の下に、他国の水域での活動を行う⁽⁴⁾。陸海空軍、海兵隊が原則として法執行権限を有しないのに対し⁽⁵⁾、沿岸警備隊の代表的な役割のひとつは法の執行、海上警察権の行使である。2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件後、沿岸警備隊は、運輸省から国土安全保障省に移され⁽⁶⁾ (2002 年国土安全保障法 (Homeland Security Act of 2002), P. L. 107-296⁽⁷⁾)、従来の任務を維持しつつ、国の安全保障の側面がより重視されることとなった。2012 年現在、隊員約 42,000 名、予備役約 7,900 名、文官約 8,700 名及び約 32,000 名の補助隊員

(1) United States Code Title 14 Section 1 (合衆国法典第 14 編第 1 条)。以下、同様の表記を用いる。

(2) 米国は 1988 年に 12 海里の領海を対外的に宣言した (大統領布告第 5928 号 (1988 年 12 月 27 日))。この布告後、沿岸警備隊の法執行等の観点から国内法の規定との関係が問題となり、連邦規則 (33 CFR §2.22) で領海の定義が整理された。現在も、国内法において、3 海里とされている場合がある。

(3) 大統領布告第 5030 号 (1983 年 3 月 10 日) により 200 海里の排他的経済水域を宣言した。米国は、現在まで国連海洋法条約に加盟していないが、同条約に反映された国際慣習法に依拠している。アラスカ州、ハワイ州、準州その他の領土からも広がる米国の排他的経済水域は世界各国中最大とされている。

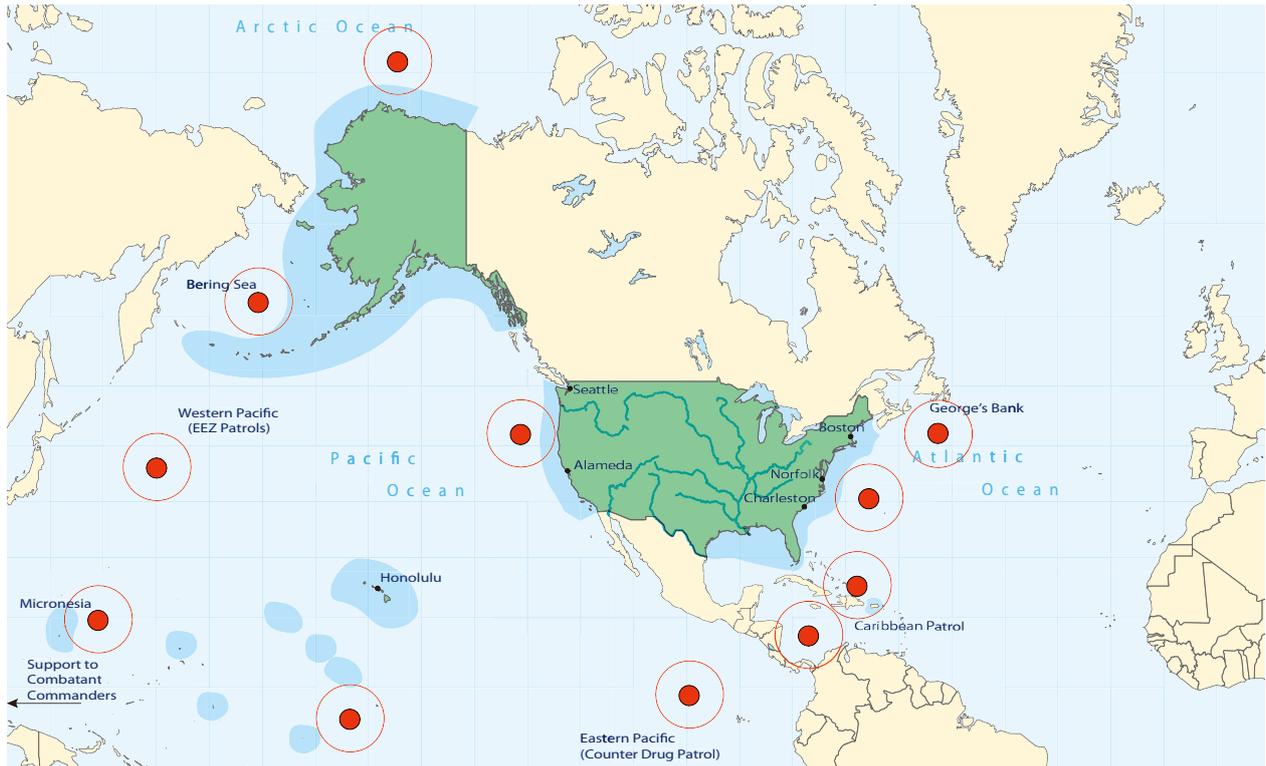
(4) 実際の活動範囲は、北米東西岸、カリブ海、アラスカ湾・北極海岸、ベーリング海、東太平洋・西太平洋等に及ぶ (図参照)。また、ペルシャ湾での港湾保安活動にカッター (大型監視船) を配備している。“As tensions with Iran rise, US Coast Guard makes waves in Persian Gulf,” *FoxNews.com*, February 13, 2012. <<http://www.foxnews.com/politics/2012/02/13/as-tensions-with-iran-rise-us-coast-guard-makes-waves-in-persian-gulf/>> 以下、インターネット情報は 2013 年 11 月 29 日現在である。

(5) Posse Comitatus Act (18 U.S.C. §1385)。同法上は陸軍及び空軍が対象であるが、海軍、海兵隊も同様とされている。Charles Doyle, Jennifer K. Elsea, “The Posse Comitatus Act and Related Matters: The Use of the Military to Execute Civilian Law,” *CRS Report for Congress*, August 16, 2012, pp.56-57. <<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/R42659.pdf>>

(6) 沿岸警備隊は、国防総省の機関 (10 U.S.C. §111) ではない。ただし、宣戦布告に際し、議会又は大統領の命令がある場合には、海軍の一部門となる (14 U.S.C. §3)。

(7) Public Law 107-296 (公法律第 107-296 号)。以下、同様の表記を用いる。

図 アメリカ沿岸警備隊の活動領域（概念図）



出典： *America's 21st Century Coast Guard: Resourcing for Safety, Security and Stewardship, 2013 White Paper on Resourcing the U.S. Coast Guard*, p.16.
 〈http://www.uscg.mil/strategy/docs/WP/DHS_CGWPII.pdf〉

(ボランティア) を擁している⁽⁸⁾。

沿岸警備隊の法的根拠は、合衆国法典第14編（沿岸警備隊）のほか、その多様な役割を反映して、法典の各所に規定されている。本稿では、米国沿岸警備隊の任務の概要とその主な根拠法を整理・紹介し、合衆国法典第14編の抄訳を付す。

I 沿岸警備隊の任務の概観

1 概要

(1) 主な任務

沿岸警備隊の任務については、14 U.S.C. § 2において、①公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域上、水面下及び上空におけるあらゆる連邦法

の執行又はその支援、②法の執行又はその支援のための海上対空監視又は阻止行動、③海洋における生命及び財産の保全を推進するための法の適用並びに規則の公布及び執行、④海上航路標識等の設置、⑤国際合意に基づく砕氷活動、⑥海洋調査、⑦戦時に海軍の特別部局として機能するための準備態勢の維持、を主な任務として定めている⁽⁹⁾。

2002年の国土安全保障法は、こうした沿岸警備隊の権限、機能、能力が国土安全保障省に移管後も原則として従来どおり維持されることを明記しつつ、その任務を国土安全保障に関する任務とそれ以外の任務に分類した（6 U.S.C. § 468）。国土安全保障に関する任務としては、①港湾・水路・沿岸の保安活動、②薬物取締り、

(8) *Coast Guard Snapshot 2012*. 〈http://www.uscg.mil/top/about/doc/uscg_snapshot.pdf〉

(9) 歴史的には、沿岸警備隊は、1790年8月4日の法律（1 Stat. 175）により設置された税関監視船部門（Revenue Cutter Service）に起源を持ち、Lifesaving Service（人命救助部門）と統合して1915年に設立された。その後、Lighthouse Service（灯台部門）、Steamboat Inspection Service（汽船検査部門）及びBureau of Navigation（航行部門）も統合・吸収した。

③移民取締り、④防衛準備態勢、⑤その他の法執行、国土安全保障以外の任務としては、①海の安全、②捜索救助、③航路標識、④海洋生物資源、⑤海洋環境保護及び⑥砕氷活動が規定されている⁽¹⁰⁾。

(2) 連邦他省庁等との相互協力

沿岸警備隊は、その人員及び施設を連邦省庁、州等を支援するために活用することができる。また、省庁の長等の同意を得て、任務の履行に有用である連邦省庁、州等の人的資源、助言、情報及び施設を用いることができる(14 U.S.C. §141)。これにより、沿岸警備隊は、多目的で、多様な任務(マルチ・ミッション)を高い順応性を持って遂行し、国土安全保障省の機関や他の連邦省庁等との協力、支援を行っている⁽¹¹⁾。

2 法執行活動

(1) 海上警察権

沿岸警備隊は、公海⁽¹²⁾及び合衆国の管轄が及ぶ水域上、水面下及び上空において、適用可能なあらゆる連邦法の執行又はその支援を行う(14 U.S.C. §2)。そして、沿岸警備隊は、法令違反の防止、発見及び制圧のために、公海及び合衆国

の管轄が及ぶ水域で、質問、調査、検査、捜索、押収及び逮捕を行うことができ、この目的のため、士官等は、合衆国の管轄に服する船舶にいつでも立ち入り、法令を遵守させるために必要な全ての力を用いることができる。逮捕されるべき者が陸上に逃走した場合は、直ちに追跡して陸上において逮捕する(14 U.S.C. §89)。沿岸警備隊隊員は、武器を携行し、水域上、水面下又は水域に隣接した陸上の施設において逮捕、押収を行うことができる(14 U.S.C. §99)。

こうした規定に加え、沿岸警備隊の士官、准士官及び下士官は税関職員と見なされ(14 U.S.C. §143, 19 U.S.C. §1401)、関税法に関する任務を行う(19 U.S.C. §1589a、税関職員の法執行権限)。

(2) 武力の行使

法執行の際の武力の行使については、14 U.S.C. §637において、停船命令に従わない船舶又は権限のある船舶若しくは航空機に追跡され停船しない船舶に対し、危険のため警告不要な場合を除き、警告射撃の後、発砲することができ、発砲から生じた損害については免責されることを定める⁽¹³⁾。

(10) また、沿岸警備隊の刊行物では、しばしば、①海洋の安全(捜索救助、海の安全)、②海上の保安(港湾・水路・沿岸の保安、薬物取締り、移民取締り、防衛準備態勢)、③海洋の管理(砕氷活動、航路標識と水路管理、海洋環境保護、海洋生物資源、その他の法執行)に分類して説明をしている。*Coast Guard Publication 3-0, Operations*, February 2012, p.8. (http://www.uscg.mil/doctrine/CGPub/CG_Pub_3_0.pdf)

(11) また、14 U.S.C. §149は海外支援を規定しており、沿岸警備隊は国際海事機関(International Maritime Organization)等に米国の中心メンバーとして参加している。(<http://www.uscg.mil/imo/>)

(12) 合衆国が、領域的管轄外で適用しうる連邦法の執行権限については、国際法に基づき、自国の船舶、無国籍船舶若しくは旗国が同意する船舶であること、又は追跡権(hot pursuit)、解釈上の存在(constructive presence)、海賊・奴隷行為等に関連した管轄権を有することが必要である。領海外での移民取締りについての大統領令第12807号(後述)は、対象船舶として①米国船籍であるもの、②米国民又は法人が所有し、外国で登録されていないもの、③無国籍船、④権限行使について取決めのある外国の船舶、を挙げている。Rachel Canty, *Limits of Coast Guard Authority to Board Foreign Flag Vessels on the High Seas*, 29 April, 1997, p.12, p.16. (www.dtic.mil/cgi-bin/GetTRDoc?AD=ADA329162)

(13) 沿岸警備隊の法執行としての武力の行使は、公開されていないマニュアル U.S. Coast Guard Maritime Law Enforcement Manual, COMDTINST M16247(沿岸警備隊海事法執行便覧)に基づいて行われる。軍としての武力行使は、Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B(合衆国軍のための標準交戦規則/標準武力行使規則)による。International and Operational Law Department, The Judge Advocate General's Legal Center & School, U.S. Army, *Operational Law Handbook*, 2013, p.439. (http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2013.pdf)

3 情報活動（インテリジェンス）

沿岸警備隊は情報コミュニティの構成員（50 U.S.C. § 3003）であり、対外情報活動、対敵情報活動（カウンターインテリジェンス）を行って連邦省庁及び国家の使命遂行を支援する。また、外国情報機関等との連携を行う（50 U.S.C. § 3001 note、大統領令第 12333 号（Executive Order 12333 of December 4, 1981）¹⁴⁾。

II 安全保障に関する任務

以下、沿岸警備隊の主要な任務それぞれの概要を説明する。本章では、6 U.S.C. § 468 の安全保障に関する任務に該当するもの、次章ではそれ以外を取り上げる。

1 港湾、水路及び沿岸の保安活動

テロ攻撃を防止し、攻撃された場合の被害を最小限に抑えるための港湾等の保安活動を行う。

33 U.S.C. § 1225（臨海地区の安全）は、可航水域や隣接地と橋梁等構造物を保全するための、爆発物等危険物取扱基準や構造物安全基準の策定、臨海安全地帯の設置、法令遵守の確認等を規定する。33 U.S.C. § 1226（港湾及び沿岸施設の保安）は、テロ行為の阻止又は対処のための、検査、港湾パトロール、保安・安全区域の設置、緊急時対応計画の策定、隊員の訓練等を規定する。また、テロ行為や輸送にかかる安全保障上の事故を阻止し又は対応するため、米国の管轄下にある船舶や水域上又は水域に隣

接した公共・商業用構造物に、武装した沿岸警備隊隊員を派遣できることを定めている。前述のとおり 14 U.S.C. § 99 も水域隣接施設での法執行権限を定めている。

また、領海内における外国船舶を含む船舶の通航秩序について、海軍船舶の安全確保のための領海、可航水域のあらゆる船舶の投錨及び移動の統制（14 U.S.C. § 91）、国家緊急事態時の領海内のあらゆる船舶の投錨及び移動の統制（50 U.S.C. § 191）を行う¹⁵⁾。

2001 年の同時多発テロ事件を受けて、海事保安法（Maritime Transportation Security Act of 2002、P. L. 107-295）により、沿岸警備隊が海上の保安に関する関係機関の調整等に中心的な役割を果たすことが明確化された（46 U.S.C. § 70101 以下）。同法には、連邦海上保安調整官の任命、テロから船舶、港湾等を守るための特別配備部隊の設置、船舶・施設の脆弱性評価、外国港湾の保安評価の実施等が規定されている。

2 薬物及び移民取締り

沿岸警備隊は、国土安全保障省移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services）、移民税関執行局（Immigration and Customs Enforcement）、税関国境警備局（U.S. Customs and Boarder Protection）さらに、国務省等、他の連邦機関等との連携の下に海上での薬物及び移民の取締り、法執行活動を遂行している。また、これについて、外国船舶の搜索や外国の領海で

14) 情報コミュニティと沿岸警備隊の情報活動については、次の資料を参照。同資料中に言及のある合衆国法典 50 U.S.C. § 401 以下の条文は、現在は 50 U.S.C. § 3001 以下に再編されている。Coast Guard Publication 2-0, *Intelligence*, May 2010. (http://www.uscg.mil/doctrine/CGPub/CG_Pub_2_0.pdf)

15) なお、米国は、外国船舶はその領海において無害通航権を有し（大統領布告第 5928 号。前掲注(2)参照）、無害通航権は軍艦を含む全ての船舶が享受し、事前の通告・許可は不要であるという立場を明確にしている。1989 USA-USSR: *Joint Statement with Attached Uniform Interpretation of Rules of International Law Governing Innocent Passage*, adopted at Wyoming, USA on 23 September, 1989. (<http://cil.nus.edu.sg/rp/il/pdf/1989%20USA-USSR%20Joint%20Statement%20on%20the%20Uniform%20Interpretation%20of%20Rules%20of%20International%20Law.pdf.pdf>)

の巡視活動、関係国との共同作戦のため、諸外国と相互協定を結んでいる(14 U.S.C. § 89、14 U.S.C. § 141、14 U.S.C. § 142)⁽¹⁶⁾。薬物取締りに関する主要な適用法規は、海上薬物取締法(Maritime Drug Law Enforcement Act、46 U.S.C. § 70501 以下)であり、一方、移民に関する法律は、連邦移民法(Immigration and Nationality Act、合衆国法典第8編)に編さんされている。

違法薬物の海上・航空輸送の発見と監視は国防総省が主管し、連邦、州、地方及び外国の法執行機関の支援を受けて行う(10 U.S.C. § 124)。また、薬物取締り海域内のしかるべき海軍船舶には、薬物取締りその他の法執行目的のため、沿岸警備隊隊員を配置しなくてはならない(10 U.S.C. § 379)。

移民取締りについては、大統領令第12807号(Executive Order 12807, May 24, 1992, 8 U.S.C. § 1182note)が、沿岸警備隊が許可のない移民の入国を領海外での取締りにより阻止し、送還することを規定している。

3 防衛準備態勢

常設の軍の組織(14 U.S.C. § 1, 10 U.S.C. § 101)として、沿岸警備隊は防衛準備態勢を維持する(14 U.S.C. § 2, 14 U.S.C. § 141, 14 U.S.C. § 145)⁽¹⁷⁾。

Ⅲ 安全保障以外の任務

1 海洋の管理

(1) 海洋生物資源

商務省海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration)、海洋大気庁の海洋漁業局(National Marine Fisheries Service)等、他機関と協力して、不法行為と環境の悪化から米国の海洋生物資源を保全するための活動を行う。これに関する主要な法律であるマグナソン・ステイブンス漁業資源保存管理法(Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act、16 U.S.C. § 1801 以下)は、米国は、排他的経済水域における排他的漁業権を行使すること、遡河性の種については、排他的経済水域を超えて、移動範囲で排他的漁業権を行使すること(他国領海内を除く)、また、大陸棚の漁業資源に排他的漁業権を行使することを定め、沿岸警備隊は、外国漁船の排他的経済水域への不法な侵入を検知し、取締りを行うことを規定する。また、この他にも沿岸警備隊は、16 U.S.C. § 5501 以下(公海における漁業に関する法令遵守)、16 U.S.C. § 4701 以下(水生外来種からの保護)、16 U.S.C. § 1531 以下(絶滅危惧種の保護)、16 U.S.C. § 1361 以下(海洋哺乳類の保護)等、漁業や海洋生物保護に関連する法令の執行を

(16) 42の協定を結んでいる(2012年現在)。Written testimony of U.S. Coast Guard Deputy for Operations Policy and Capabilities Rear Admiral William Lee for a House Committee on Homeland Security Subcommittee on Border and Maritime Security hearing titled "Threats to the Homeland: DHS' Response to Innovative Tactics and Techniques," released on June 18, 2012. <<https://www.dhs.gov/news/2012/06/18/written-testimony-us-coast-guard-house-homeland-security-subcommittee-border-and>>

(17) 2008年の国防総省と国土安全保障省の覚書は、沿岸警備隊の国防上の役割として、①海上阻止行動、②軍事関連での環境対応、③港湾の保安・防衛、④戦域保安活動、⑤沿岸海域管理、⑥回転翼機による空中迎撃行動、⑦対テロ活動、⑧海洋の作戦脅威への対応等を挙げている。また、2006年には沿岸警備隊と海軍省の共同で国家艦隊政策(National Fleet Policy)の声明を発出し、海軍と沿岸警備隊が、現行法令のもとで可能な限り、研究開発、情報システム、戦略計画、作戦、情報活動、調達、訓練、動員等、様々な分野で調整・協力を行うとした。America's 21st Century Coast Guard: Resourcing for Safety, Security and Stewardship, 2013 White Paper on Resourcing the U.S. Coast Guard, p.23. <http://www.uscg.mil/strategy/docs/WP/DHS_CGWPII.pdf>; National Fleet, a Joint Navy/Coast Guard Policy Statement, dated March 3, 2006. <http://www.navy.mil/navydata/cno/2006_national_fleet_policy.pdf>

行っている⁽¹⁸⁾。

(2) 海洋環境の保護

原油流出事故については、連邦政府は、州政府⁽¹⁹⁾、業界と連携し対処する。沿岸警備隊は、連邦政府として流出事故を防止し、また事故対応を行う中心的役割を果す(1990年油濁法 (Oil Pollution Act of 1990)、33 U.S.C. §2701 以下)。

また、その他の有害物質の流出を規制し、不法投棄を取り締まり、事故対応を行っている(33 U.S.C. §1251 以下 (水質保全法 (Clean Water Act))、33 U.S.C. §1901 以下 (船舶による汚染の防止)、42 U.S.C. §9601 以下 (有害物質対応、包括的環境対処補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act))、33 U.S.C. §1401 以下 (海洋投棄)、33 U.S.C. §401 以下 (河航水域・港湾の保全、河川の改善) など)。

(3) 航路標識・水路管理及び砕氷活動

電子標識を含む航路標識、航行支援設備の整備 (14 U.S.C. §81)、船舶への情報提供及び航路を通航する船舶を管制する船舶通航業務等 (33 U.S.C. §1221 以下)、橋梁等の管理 (33 U.S.C. §401 以下) 等を行っている。また、極地や国内での砕氷活動を行う一方、国

際海水監視機関 (International Ice Patrol) としての任務を遂行している (14 U.S.C.2, 46 U.S.C. § 80301 以下)。

2 海洋の安全

(1) 捜索及び救助

14 U.S.C. §2、14 U.S.C. §88 に基づき、海難に際し、人、財産の捜索及び救助を行う。船舶の遭難安全通信システムの装備に関し、権限を有する (47 U.S.C. §351 以下)。

(2) 海の安全

船舶の検査、海難事故捜査、船員免許、レジャー用船舶に関する規制等を行っている (46U.S.C. §2101 以下)。

おわりに

沿岸警備隊は、海洋において人を保護し (海洋の安全)、海事に係る脅威から国を守り (海上の保安)、海洋を保全する (海洋の管理) ための様々な任務を遂行している⁽²⁰⁾。その際、国土安全保障省の他の部局と、あるいは、他の連邦機関や州の機関等と緊密な連携、相互支援が行われる。また、軍の一部として、その特性を生かした海軍の活動の支援、補完を行っている。

(18) 米国は、1983年に排他的経済水域を宣言した際、自国の排他的経済水域における海洋科学調査 (Marine Scientific Research) について管轄権を主張しない立場をとった。他国の同様の管轄権は承認する。United States Oceans Policy, Statement by the President, March 10, 1983. <<http://www.state.gov/documents/organization/143224.pdf>>。ただし、本稿に挙げた海洋生物資源に関する諸法律や大陸棚 (43 U.S.C. §1331 以下) 等に関する米国内法の遵守に関連して、事前の許可を必要とする場合がある。なお、米国は、軍事測量 (Military Survey) や水路測量 (hydrographic survey) は海洋科学調査に含まれないとしている。U.S. Department of State, Marine Scientific Research Authorizations. <<http://www.state.gov/e/oes/ocns/opa/rvc/>>; J. Ashley Roach, "LOS and the Academic Research Scientist" 海上保安協会『海外調査資料「別冊」』[平成8年度]。<<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1996/00770/contents/143.htm>>

(19) 連邦は、沿岸州と沿岸水域の管轄権を共有している。1953年水中土地法 (1953 Submerged Lands Act (43 U.S.C.1301-1315)) により、沿岸州が、通常3海里までの水中の土地、水域及び自然資源に管轄権を有する。ただし、州の水域内でも、通商、航行、国防、発電、国際的事項の規制については連邦が権限を有する。Jonathan L. Ramseur, "Oil Spills in U.S. Coastal Waters: Background and Governance," CRS Report for Congress, January 11, 2012, p20. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL33705.pdf>>

(20) 前掲注(10)参照。

こうした沿岸警備隊の任務のコンセプトは、規制・監視といった「防止」と法執行・活動という「対応」(Prevent and Respond)であり、連携協力 (Partnership) によってそれが支えられていると表現される⁽²⁾。

本稿では、沿岸警備隊の主要な任務を、合衆

国法典と紐づけて概観した。最後に、沿岸警備隊の任務に関連する合衆国法典の主な条文を、法典の編構成に沿って整理し、表にして示しておく。

(表) 沿岸警備隊の任務に関連する合衆国法典の主要規定

編	条	内 容
第6編 国内安全保障	第468条	- 沿岸警備隊の任務を国土安全保障関連とそれ以外に分類 - 沿岸警備隊を国土安全保障省へ移管。移管後も権限、機能、能力を維持
第10編 軍	第101条	- 軍を陸海空軍、海兵隊及び沿岸警備隊と定義
	第124条	- 国防総省が違法薬物の海上・航空輸送の発見・監視を主管し、連邦、州、地方及び外国の法執行機関の支援を受ける。
	第379条	- 海軍船舶への法執行目的の沿岸警備隊隊員の乗船
	第47章 (第801条~第946条)	- 統一軍事裁判法典を沿岸警備隊隊員に適用 (注1)
第14編 沿岸警備隊	第1条	- 沿岸警備隊の設立。合衆国軍の一部門を常時構成する。
	第2条	- 沿岸警備隊の主要任務
	第3条	- 沿岸警備隊は国土安全保障省に属する。宣戦布告に際し、議会又は大統領の命令がある場合は、海軍の一部門を成す。
	第81条~第86条	- 航路標識の設置等
	第88条	- 海洋での人命救助・財産の保全
	第89条	- 法執行権限
	第91条	- 海軍船舶の安全確保のための、領海等の船舶の移動の統制
	第94条	- 海洋調査の実施 (注2)
	第95条	- 沿岸警備隊捜査部門特別捜査官の法執行権限
	第99条	- 沿岸警備隊隊員の執行権限、陸上施設での法執行
第7章 (第141条~第153条)	- 他省庁等との連携協力	

(2) *Testimony of Vice Admiral Peter V. Neffenger, Deputy Commandant for Operations, on "U.S. Coast Guard Mission Balance," before the House Coast Guard and Maritime Transportation Subcommittee, February 26, 2013.* (<http://www.hsdl.org/?view&did=732464>)

	第143条	- 沿岸警備隊の士官・准士官・下士官は税関職員
	第637条	- 停船と武器使用の免責
	第21章 (第701条～第798条)	- 沿岸警備隊予備役
	第23章 (第821条～第832条)	- 沿岸警備隊補助隊
第16編 保全	第31章 (第1361条～第1423h条)	- 海洋哺乳類の保護
	第35章 (第1531条～第1544条)	- 絶滅危惧種の保護
	第38章 (第1801条～第1891d条)	- 排他的経済水域等における漁業権 (マグナソン・ステイブンス漁業資源保存管理法)
	第53章 (第3371条～第3378条)	- 魚類・野生動物の違法な取得
	第4701条～第4728条	- 水生外来種からの保護
	第75章 (第5501条～第5509条)	- 公海における漁業の法令遵守
第19編 税関業務	第1401条	- 沿岸警備隊の士官、准士官及び下士官は税関職員
第33編 航行及び河航水域	第401条～第430条	- 可航水域、港湾の保全、河川の改良
	第25章 (第1221条～第1236条)	- 港湾・水路安全法 (Ports and Waterways Safety Act)
	第1225条	- 臨海地区の安全
	第1226条	- 港湾・沿岸施設の保安とテロ対応
	第26章 (第1251条～第1387条)	- 水質保全法
	第27章 (第1401条～第1445条)	- 海洋投棄
	第29章 (第1501条～第1524条)	- 沖合ターミナル (深水港法 (Deepwater Ports Act))
	第30章 (第1601条～第1608条)	- 海上での衝突防止のための国際規則
	第33章 (第1901条～第1915条)	- 船舶による汚染の防止
	第2701条～第2720条	- 石油汚染 (油濁法)
第42編 保健福祉	第103章 (第 9601条～第9675条)	- 有害物質対応 (包括的環境対処補償責任法)
第43編 公有地	第1331条～第1356a条	- 連邦大陸棚法 (Outer Continental Shelf Lands Act)

第46編 船舶	第2101条～第14702条	- 船舶の管理、海難事故調査、船員免許等
	第43章 (第4301条～第4311条)	- レジャー用船舶
	第131章 (第13101条～第13110条)	- レジャーボートの安全
	第30101条～第31343条	- 海事責任
	第551章 (第55101条～第55121条)	- 沿岸貿易
	第701章 (第70101条～第70132条)	- 海事保安法
	第705章 (第70501条～第70508条)	- 海上薬物取締法
	第803章 (第80301条～第80303条)	- 国際海水監視
第47編 電気通信	第351条～第363条	- 船内無線
第50編 戦争及び国防	第191条	- 国家緊急事態時の領海内船舶の移動規制
	第3001条note、第3003条	- 沿岸警備隊は情報コミュニティの構成員

(注1) 統一軍事裁判法典(軍刑法)は、軍事犯罪以外の一般犯罪も規定しており、純粋な軍事犯罪以外については軍の管轄権は非排他的で、一般の刑事司法手続が可能である。沿岸警備隊に関する具体的な取扱いについて、司法省との了解覚書 *Memorandum of Understanding between the Departments of Justice and Transportation (Coast Guard) Relating to the Investigations and Prosecution of Crimes over Which the Two Departments Have Concurrent Jurisdiction*, October 1967 が交わされている。 *Manual for Courts-martial, United States* (2012 Edition), pp.II-10, A3.1-1, A3.1-2. <<http://www.apd.army.mil/pdf/ffiles/mcm.pdf>>

(注2) 沿岸警備隊は、20世紀初頭から砕氷活動に伴う海洋調査(Oceanographic research)を実施しており、1961年にこの規定が設けられた(P.L.87-396, 1961.10.5)。United States Coast Guard and National Oceanic and Atmospheric Administration, *Cooperative Maritime Strategy*, February 2013, p.9. <http://www.nauticalcharts.noaa.gov/Legal/docs/CG_NOAA_Cooperative_Maritime_Strategy.pdf>

(出典) 以下の文献等を参考に、筆者作成。 *Coast Guard Publication 3-0*, Operations, February 2012, pp.B-1, B-2, B-3. <http://www.uscg.mil/doctrine/CGPub/CG_Pub_3_0.pdf>: International and Operational Law Department, The Judge Advocate General's Legal Center & School, U.S. Army, *Operational Law Handbook*, 2013, pp.433-439. <http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2013.pdf>

(ろーらー みか)

合衆国法典第 14 編 沿岸警備隊 (抄)

U.S.C.: Title 14-Coast Guard

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 ローラー ミカ訳

【目次】

合衆国法典⁽¹⁾

第 14 編 沿岸警備隊

第 1 部 正規の沿岸警備隊

第 1 章 設立及び任務

第 3 章 構成及び組織 (略)

第 5 章 機能及び権限

第 7 章 他省庁との協力

第 9 章 沿岸警備隊士官学校 (略)

第 11 章 人事 (略)

第 13 章 俸給、手当、表彰その他の権利及び給付 (略)

第 15 章 調達 (略)

第 17 章 運営管理 (略)

第 18 章 沿岸警備隊住宅事業 (略)

第 19 章 環境法令遵守及び復旧プログラム (略)

第 2 部 沿岸警備隊予備役及び補助隊 (略)

合衆国法典

第 14 編 沿岸警備隊

第 1 部 正規の沿岸警備隊

第 1 章 設立及び任務

第 1 条 沿岸警備隊の設立

1915 年 1 月 28 日に設立された沿岸警備隊は、

軍であり、常に合衆国軍の一部門を成す。

第 2 条 主要な任務

沿岸警備隊は、次の任務を遂行する。

- (1) 公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域上、水面下及び上空において、適用可能なあらゆる連邦法の執行又はその支援
- (2) 合衆国法の執行又はその支援のための海上対空監視又は阻止行動
- (3) 法令により他の行政部門に特に委任されたものを除く全ての事項について、公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域上及び水面下の生命及び財産の保全を推進するための法の適用並びに規則の公布及び執行
- (4) 国防上の必要に相当の配慮をした、公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域上、水面下及び上空の安全を推進するための海上航路標識、砕氷設備及び救助設備の開発、設置、保守及び運転
- (5) 国際合意に従った、公海外及び合衆国の管轄が及ぶ水域外の水域上、水面下及び上空の砕氷設備の開発、設置、保守及び運転
- (6) 公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域の海洋調査
- (7) 海上防衛圏の指揮責任履行を含む、戦時に海軍の特別部局として機能するための準備態勢の維持

(1) この翻訳は、次の資料に掲載された条文を対象にした。第 2 章、第 4 章、第 6 章、第 8 章、第 10 章、第 12 章、第 14 章、第 16 章は存在しない。United States Code, the Office of the Law Revision Counsel of the United States House of Representatives. (<http://uscode.house.gov/>) インターネット情報は 2013 年 11 月 29 日現在である。なお、注は全て訳者によるものであり、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。

第3条 沿岸警備隊が活動する省

(a) 総則

海軍の部局として活動する場合を除き、沿岸警備隊は、国土安全保障省の部局である。

(b) 移管

宣戦布告に際し、布告において議会が命じるとき又は大統領が命じるときは、沿岸警備隊は、海軍の部局として活動し、大統領が大統領令により沿岸警備隊を国土安全保障省へ再移管するまでそれが継続する。海軍の部局として活動する間、沿岸警備隊は海軍長官の命令に服し、海軍長官は、適当と考える範囲において、海軍の活動と合致するよう沿岸警備隊の活動に変更を命ずることができる。

(c) 海軍の部局としての活動

沿岸警備隊が海軍の部局として活動する場合には、次に定めるとおりとする。

- (1) 海軍省の充当可能な予算を沿岸警備隊の費用に用いることができる。
- (2) 沿岸警備隊の充当可能な予算を海軍省へ移管することができる。
- (3) 沿岸警備隊と海軍で対応する階級にある士官の序列は、その階級への任命辞令に記載された昇級日付により決定される。
- (4) 沿岸警備隊職員は、海軍の軍務に服する又はどのような立場であれ海軍に勤務する職員と同様の基準で功労金、勲章その他の栄典を受ける資格を有する。
- (5) 長官 (Secretary) は沿岸警備隊の士官等を一時帰休とすることができ、一時帰休中の士官等は休暇の場合に得られる俸給の半額の支給を受けるものとするが、沿岸警備隊予備役の士官等を一時帰休とすることはできない。

第4条 長官 (Secretary) の定義

この編において、「長官 (Secretary)」の用語は、沿岸警備隊が活動する各省の長官を意味

する。

第5条 欠 (omitted) [公法律第 112-213 号 (2012 年 12 月 20 日)]

第3章 構成及び組織 (略)

第5章 機能及び権限

第81条 権限のある航行支援設備

航行を支援し、船舶及び航空機による災害、衝突、海難を避けるため、沿岸警備隊は、次に掲げるものの設置、保守及び運転をすることができる。

- (1) 合衆国軍又は通商の必要に応じた海上航路標識
- (2) 国防長官又は国防総省内のいずれかの省の長官により決定され、いずれかの長官により必要とされる戦争に特有の主に軍事に関する合衆国軍の必要に応じた航空支援設備
- (3) (a)国防長官又は国防総省内のいずれかの省の長官により決定される戦争に特有の主に軍事に関する合衆国軍の必要、(b)合衆国の海商の必要、又は(c)連邦航空局長の要請による合衆国の空輸による通商の必要に応じた、電子的航行支援システム

電子的航行支援システムを除き、航行支援設備は、合衆国内、大陸棚上の水域、合衆国の準州及び領土、太平洋諸島信託統治領内並びに合衆国の領域的管轄外で、合衆国の海軍又は軍の基地が設置されている場所又は設置の見込みのある場所に限り設置して運転する。沿岸警備隊は、この条第1号の海上航路標識を人、公共団体又は機関との契約により設置、保守及び運転することができる。

第82条 廃止 (Repealed) [公法律第 112-213

号 (2012 年 12 月 20 日)]

第 83 条 権限のない海上航路標識; 刑罰

合衆国、準州若しくは領土若しくは太平洋諸島信託統治領の管轄が及ぶ水域内又は接するところにあつては、軍を除きいかなる人、公共団体又は機関も、公海上にあつては、当該人、公共団体又は機関で合衆国の管轄に服するものは、適用される規則に従い最初に沿岸警備隊からその認可を得ないで、海上航路標識を設置、建設又は保守を行つてはならない。この条の規定又はこれに従い長官 (Secretary) により発出される規則に違反するものは、軽罪とし、罪ごとに 100 ドル以下の罰金に処する。この違反が継続する間は 1 日ごとに、新たな罪を犯したものとみなす。

第 84 条 航行支援設備の妨害; 刑罰

この編第 81 条に従つて沿岸警備隊が設置、取付、運転若しくは保守をする航行支援設備若しくはこの編第 83 条に従い沿岸警備隊の認可を得て合法的に維持されている航行支援設備を、軍を除き人、公共団体又は機関が、除去し、移動し、遮断し、故意に損傷し、係留し若しくは妨害すること又は合衆国の可航水域で維持されている境界誘導灯を遮断し若しくは妨害するために合衆国の可航水域で船舶を投錨することは、違法である。この条の規定に違反する者は、軽罪とし、罪ごとに 500 ドル以下の罰金に処する。この違反が継続する間は 1 日ごとに、新たな罪を犯したものとみなす。

第 85 条 海上航路標識; 刑罰

長官 (Secretary) は、海洋航行を保護するため、合衆国の管轄の及ぶ水域又は上空においては固定された構造物及び浮き構造物上の、並びに公海においては合衆国の管轄に服する者が所有又は運転する構造物について、灯火その他

の標識の設置、保守及び運転に関して、必要かつ合理的な規則・規定を定めて、執行する。合衆国機関を除く当該構造物の所有者又は運転者で、こうして定められた規則・規定に違反するものは、軽罪とし、有罪決定に際し、この違反が継続する間、1 日ごとに 100 ドル以下の罰金に処する。

第 86 条 障害物の標示

長官 (Secretary) は、航行の保全のため、合衆国の可航水域又は大陸棚上の水域に存在する沈没船その他の障害物について、海洋航行のために必要と判断する方法により及びその期間、標示を行うことができる。当該障害物の所有者は、障害物が除去され若しくは法的に放棄が確定されるまで、又は長官 (Secretary) がより早い時期に決定した場合にはその時まで、当該標示の費用を合衆国に対して負う。この条に従い障害物の所有者から合衆国が受け取る金額は全て、雑所得として合衆国の国庫に納められる。この条は、当該障害物の所有者が法の要請するところにより同様に標示及び除去を適切に行うべき義務及び責任を免れると解釈されてはならない。

第 87 条 廃止 (Repealed) [公法律第 94-546 号 (1976 年 10 月 18 日)]

第 88 条 生命及び財産の保全

(a) 公海及びその水面下並びに合衆国の管轄が及ぶ水域及びその水面下における海難者、船舶及び航空機を救援するため並びに洪水により危険にさらされた人及び財産を救援するため、沿岸警備隊は次の活動を行うことができる。

- (1) 人を救助救援し及び財産を保護保全するために必要なあらゆる行為
- (2) 法的に受領する権限のある者が請求する

までの間、又は法律若しくは適用される規則に従って別な方法で処分されるまでの間の、沿岸警備隊の存在のもとで海難若しくは航空災害又は洪水から救い出された全ての財産の管理及び保全並びに当該災害で死亡した者の遺体の管理

- (3) 沿岸警備隊が救助した人への衣類、食物、宿泊、医薬品その他の必要物資及びサービスの提供
- (4) 沈没した又は浮遊する航行の危険物の破壊又は港への曳航
- (b)(1) 第(2)号により、沿岸警備隊は、その設備及び人員が提供可能でかつ効果的に用いられるいかなる時及び場所においても人の救援及び財産の保護保全を行うことができる。
- (2) 沿岸警備隊長官 (Commandant) は、緊急でない事態においてこの項に基づく救援を行うときには、沿岸警備隊補助隊及び合衆国法典第 46 編第 8904 条第(b)項により長官 (Secretary) が認可する者を含む、全ての提供可能かつ適切な資源を活用する。
- (c) 沿岸警備隊にそれと知って故意に虚偽の遭難通信を行った者又は救援の必要がないのに沿岸警備隊に生命及び財産の救出を試みさせた者は、次のとおりとする。
 - (1) D 級の重罪とする。
 - (2) 5,000 ドル以下の民事罰に処する。
 - (3) この個人の行為の結果沿岸警備隊が被った全ての費用を負担する。
- (d) 長官 (Secretary) は、選ばれた沿岸警備隊職員に、救助水泳技術を訓練するため、ヘリコプター救助水泳プログラムを設ける。これには、潜水救助訓練を含めることができる。
- (e) 沿岸警備隊が海洋の安全のため送信、再送信又は増幅した無線、マイクロ波その他の信号 (全世界的測位システム [GPS] からの信号を含む) の放送又は受信を妨害する意図を持って、知って故意に装置を操作した者は、

次のとおりとする。

- (1) E 級の重罪とする。
- (2) 違反ごとに、一日につき 1,000 ドル以下の民事罰に処する。

第 89 条 法執行

- (a) 沿岸警備隊は、合衆国法令の違反の防止、発見及び制圧のために、公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域で、質問、調査、検査、搜索、押収及び逮捕を行うことができる。この目的のため、士官、准士官及び下士官は、合衆国の管轄に服する船舶にいつでも立ち入り、合衆国法を適用して、乗員に質問し、船舶の書類を調査し、船舶を調査し、検査し及び搜索し、並びに法令を遵守させるために必要な全ての力を用いることができる。当該質問、調査、検査又は搜索から、逮捕をすべき合衆国法令の違反を現に行い、又は行ったと認められる者にあつては逮捕し、陸上に逃走した者にあつては、直ちに追跡して陸上において逮捕する等の合法的かつ適切な措置をとる。また、合衆国法令の違反が行われ、当該船舶又は商品若しくはその一部で当該船舶内にあり若しくは当該船舶により合衆国に持ち込まれたものを没収すべきとき又は当該船舶につき罰金若しくは科料に処すべき場合において、当該罰金若しくは科料を確実に徴収する必要があると認められるときは、当該船舶、商品又はその両方を押収する。
- (b) 沿岸警備隊の士官等は、この条に定める権限に従い合衆国の法令の執行に従事しているとき、次のとおりとする。
 - (1) その特定の法律の運用を所管する特定行政省庁又は独立機関の吏員として行為しているとみなす。
 - (2) その法律の執行に関し当該省庁又は独立機関により公布されたあらゆる規則・規定に服する。

(c) この条の規定は、当該士官等に法により与えられている権限に追加されるものであり、当該士官等又は合衆国のその他の士官等に法により与えられているいかなる権限をも制限するものではない。

第 90 条 廃止 (Repealed) [公法律第 112-213 号 (2012 年 12 月 20 日)]

第 91 条 海軍船舶の安全

(a) 長官 (Secretary) は、合衆国の可航水域のあらゆる船舶の投錨及び移動を、当該水域の合衆国海軍船舶の安全又は保安を確保するために統制することができる。

(b) 長官 (Secretary) がこの条第(a)項の権限を行使せず、即時の行動が必要な場合、その場で指揮にあたる上級海軍士官がその指揮下の合衆国海軍船舶の安全及び保安を確保するため合衆国の可航水域の船舶の投錨及び移動を統制することができる。

(c) この条又はこの条の下で発出される規則若しくは命令に人が違反し又は船舶が違反して操業する場合、この人又は船舶には、港湾・水路安全法第 13 条 (33 U.S.C. § 1232) の法執行規定が及ぶ。

(d) この条で使用する「合衆国の可航水域」は 1988 年 12 月 27 日大統領布告第 5928 号に規定する合衆国の領海の全ての水域を含む。

第 92 条 長官 (Secretary); 一般権能

沿岸警備隊の任務及び機能を履行するため、長官 (Secretary) は認められた予算の範囲内で次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 沿岸警備隊管区の設置、区域変更、統合、廃止及び再設置
- (b) 教育訓練のため、航空学校を含む陸海空軍

が運営する学校に沿岸警備隊隊員を配属できるように陸軍、海軍及び空軍長官との調整

(c) 沿岸警備隊の陸上施設の建設又は建設の要請

(d) 設計又は設計の要請、建造の要請、寄贈の受領その他の手段による船舶の入手、及び第 40 編 第 1 章 (subtitle)⁽²⁾及び第 41 編 第 1 章 (subtitle) 第 C 部 (division) (第 3302 条、第 3501 条第(b)項、第 3509 条、第 3906 条、第 4710 条及び第 4711 条を除く。) に基づき適用される規則によるそれらの処分

(e) 廃止 (Repealed) [65 Stat.702 (1951 年 10 月 31 日)]

(f) 寄贈による受入れを含む、事業の履行に必要な又は予算が認められた目的に必要な土地又は土地の権益の取得

(g) 土地又は土地の権益を、必要又は望ましい他の土地又は土地の権益の部分又は全部払いとして交換すること。当該部分払いの差額は、この条の他の規定に従って負担される。

(h) 長官 (Secretary) が適切とみなす場合の、この編で沿岸警備隊長官 (Commandant) に与えられている権限の行使

(i) この編の目的を履行するために必要なあらゆることの実施

第 93 条 沿岸警備隊長官; 一般権能

(a) 沿岸警備隊の任務及び機能を果たすために、沿岸警備隊長官は次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 水陸空の巡視及び砕氷設備の維持
- (2) 沿岸警備隊の陸上施設の設置及び目的規定、移動、統合、廃止、再設置、保守、運転及び修理
- (3) 沿岸警備隊管区及び陸上施設への船舶、航空機、車両、航行支援設備、装備、什器

(2) ここでは、合衆国法典の subtitle を章、division を部と訳出した。この部分及び同様に原語を補った箇所以外は、章は chapter、部は part の訳である。

- 及び備品の割当、並びに管区又は陸上施設間の移送
- (4) 情報 (intelligence) システム及び能力に関する調査、開発、テスト又は評価を含む、沿岸警備隊機能のパフォーマンスに係る実験の実施、[パフォーマンスに係る] 計画、工夫及び創案の検討又は検討の要請並びに他の政府機関及び民間機関との当該活動の協力及び調整
- (5) 沿岸警備隊が権限、任務又は機能を行うにあたっての助けとなる検討又は研究の実施
- (6) 沿岸警備隊の活動に関する情報の収集、刊行及び発信
- (7) 通信講座を含む、任務のために必要又は望ましい専門的訓練及び教育課程を実施すること、又は沿岸警備隊職員が利用可能とすること。
- (8) 巡視船その他の小型船舶の設計、設計の要請、建造の要請、寄贈の受領又はその他の方法による入手、当該巡視船その他の小型船舶、航空機及び車両の整備、運転、保守、供給及び修理並びに第 40 編第 1 章 (subtitle) 及び第 41 編第 1 章 (subtitle) 第 C 部 (division) (第 3302 条、第 3501 条第 (b) 項、第 3509 条、第 3906 条、第 4710 条及び第 4711 条を除く。) に基づき適用される規則によるそれらの処分
- (9) 航行支援設備、器具、装備及び備品の入手、寄贈の受領、保守、修理及び停止
- (10) 沿岸警備隊管区及び陸上施設の装備、運転、保守、供給及び修理
- (11) 通常又は経済的に民間業者からは入手しがたい航行支援設備、設備、器具、船舶、車両及び航空機の製造及び建造のため並びに沿岸警備隊が使用するあらゆる資産の保守及び修理のための店舗、兵站部及び工廠の設置、装備、運転及び保守
- (12) 緊急時に人命を救助し財産を保全するため沿岸警備隊に提供されるボランティア活動の受入れ及び活用
- (13) 5 年を超えない期間、沿岸警備隊が直ちに利用を要しないその監督下の不動産の、適切と考えられる諸条件での賃貸借。当該賃貸借から受領する金銭は、生じた支出額を減じて (政府人件費は勘定に入れない。) 国庫に納められる。
- (14) 公共の利益にかない、かつ影響を受ける財産に関する合衆国の利益が実質的に害されない場合、適切と考えられる諸条件での、沿岸警備隊の管理下の土地の上空の、土地を横切る、地中の及び地表に関する許可、認可、地役権及び通行権の供与
- (15) 電信電話線及びケーブルの設置、運転、保守又は修理に関連して使用され又は有用な施設、器具、設備、構造、付属物、付属品及び備品全てと一緒に、電信電話線及びケーブルを設置、取付、廃棄、再設置、経路変更、運転、保守、修理、購入又は賃貸借すること。限られた期間の特別な作戦上の不測事態への効率的な対応を確実にし、当該電信電話線、ケーブル及び設備の取付、運転及び保守に必要な送電線用地、地役権又は架設権を獲得するため、適切な場合に、住宅電話で合衆国政府が賃貸借又は所有するものを含む。
- (16) 無線送受信局の設置、取付、廃棄、再設置、移動、運転、保守及び修理
- (17) 民間施設での処置を含む、法律又は規則により権利を与えられている職員への医療、歯科治療の提供
- (18) 沿岸警備隊長官の定める諸条件の下で、連邦、州又は自治体裁判所の命令に基づきコミュニティサービスを命ぜられた個人の役務の受入れ
- (19) 他の法令にかかわらず、以下の条件によ

り、沿岸警備隊施設の自然及び歴史的資源の維持向上のためのボランティア活動を受け入れ、活用し、又は〔沿岸警備隊施設の〕自然及び歴史的な研究へ貢献するために、州、地方政府、非政府機関及び個人と協力合意を締結すること。

(A) 合意による計画、事業及び活動の費用を負担するため、各協力合意は、当事者が折半により資金又は役務を提供すると規定する。

(B) この項の下でボランティア活動を提供する者は、労働災害の補償に関する合衆国法典第 5 編第 81 章及び不法行為の訴えに関する合衆国法典第 28 編第 171 章の目的を除き、連邦職員とはみなされない。

(20) 他の政府機関及び米国アカデミーとの協力合意の締結

(21) 第 49 編第 30304 条第(a)項に規定する個人に関する全米運転者登録に含まれる全ての情報を第 49 編第 30305 条第(a)項に基づき沿岸警備隊長官が入手できるよう、沿岸警備隊又は沿岸警備隊予備役の構成員が(いずれかの任命又は入隊候補者・志願者及び沿岸警備隊に配属されている制服部門構成員を含む。)要求することを命じ、その情報を受領し、及び受領した際はその個人に情報を入手可能とすること。

(22) 州、地方政府、営利及び非営利組織を含め、沿岸警備隊のプログラム、任務又は作戦に重要な貢献を行った個人及び組織を表彰し、並びに当該貢献を認定するために、沿岸警備隊予算又は基金を用いて楯、勲章、トロフィー、記章及びこれに類する物品へ支出すること(式典及び発表のための合理的な支出を含む)。

(23) 長官 (Secretary) が適切とみなす諸条件の下で、資格のある沿岸警備隊退役軍人

の近親者を、国立墓地での隊員の葬儀に出席するため輸送する商業車両の賃貸借

(24) 長官 (Secretary) に通知ののち行う、沿岸警備隊長官が適切と考える沿岸警備隊に関する議会への提言

(b)(1) 第(a)項第(14)号にかかわらず、この項第(2)号に規定するリース契約の期間は 20 年以下とする。

(2) 第(1)号でいうリース契約とは、次のものとの間である。

(A) 合衆国沿岸警備隊士官学校の敷地上の同窓生センター建設のための合衆国沿岸警備隊士官学校同窓会

(B) 港湾・水路安全法第 4 条第(e)項に基づき沿岸警備隊長官が協力合意を有する主体で、その合意を実施するために 5 年以上の期間が必要なもの。

(c) 海洋の安全の責任

沿岸警備隊長官が海洋の安全に関する任務及び責任を履行するにあたっては、第 50 条第(a)項第(3)号に規定する経験資格を満たす最高位の者が、次に掲げることに関し、沿岸警備隊長官の主任補佐官となる。

(1) 船舶の運転、規制、検査、個体識別、人員配置及び測量。計画承認及び満載喫水線の適用を含む。

(2) 物資、設備、器具及び関連設備の承認

(3) 海難事故の報告及び捜査

(4) 商業船員の許可、認可、文書管理、保護及び救助

(5) 許可及び認可の停止及び取消し

(6) 人員配置要件、市民要件、業務日誌管理の実施

(7) 船舶の文書管理及び番号付与

(8) 州の船舶安全プログラム

(9) 商取引文書及び海事留置権

(10) 橋梁の安全管理

(11) 航行規則管理

- (12) 船舶からの汚染防止
 - (13) 港湾及び水路の安全
 - (14) レガッタ及び海上阅兵式の規制を含む、水路管理
 - (15) 航行支援設備
 - (16) その他海洋安全管理に関する長官 (Secretary) の任務及び権限
- (d) **影響を受けないその他の権限**
第(c)項の規定は次に影響しない。
- (1) この編第 89 条の権限を用いて海洋安全規則を執行する沿岸警備隊士官等隊員の権限
 - (2) この編第 91 条及びこの号の成立日において第 50 編第 191 条から第 195 条に法典化されている規定に基づく権限行使
- (e) **沿岸警備隊資産及び施設の運転及び保守**
事業予算の権限を含め、沿岸警備隊の船舶、航空機、システム、航行支援設備、インフラストラクチャーその他の資産又は施設の運転及び保守の権限は全て、沿岸警備隊及び沿岸警備隊が活動する省に割り振って付与される。

第 94 条 海洋調査

沿岸警備隊は、政府の他省庁と協力し又は協力せずに、国益にかなう海洋調査を実施し、設備又は機器を使用し、及び海洋データの収集分析を行う。

第 95 条 沿岸警備隊捜査部門特別捜査官の法執行権限

- (a)(1) 第(b)項の下で任せられる沿岸警備隊捜査部門の特別捜査官は次に掲げる権限を有する。
 - (A) 武器の携行
 - (B) 合衆国の権限に基づき発出された令状その他の手続の執行及び送達
 - (C) 次の場合に令状によらず逮捕を行う。
 - (i) 捜査官の面前で行われる合衆国に対

する犯罪

- (ii) 逮捕されるべき者が合衆国法に基づき審理されうる重罪を犯した又は現に犯していると捜査官が信じる相当な理由がある場合、その重罪

(2) 第(1)号に規定する権限は、沿岸警備隊が法執行権限を有する法執行において、又は緊急の状況においてのみ行使される。

(b) 沿岸警備隊長官は、合衆国沿岸警備隊のプログラム及び作戦において犯罪活動捜査を履行、監督又は調整することを含む任務を行う沿岸警備隊捜査部門のいずれの特別捜査官をも、第(a)項に規定する権限に任ずることができる。

(c) 第(a)項に規定する権限は、沿岸警備隊長官が作成し司法長官が承認するガイドライン及び長官 (Secretary) 又は司法長官が作成するその他の適用されるガイドラインに従って行使される。

第 96 条 外国の造船所での沿岸警備隊船舶の分解検査、修理及び整備の禁止

母港を合衆国又はグアムとする沿岸警備隊船舶は、航海中の修理を除き合衆国又はグアム以外の造船所において分解検査、修理又は整備をしてはならない。

第 97 条 ブイチェーンの調達

(a) 第(b)項に規定する場合を除き、沿岸警備隊は次のブイチェーンを調達してはならない。

- (1) 合衆国内で製造されていないもの。
- (2) 実質的に合衆国内で全ての部品が生産又は製造されていないもの。

(b) 長官 (Secretary) が次のとおり決定する場合、沿岸警備隊は合衆国内で製造されたものではないブイチェーンを調達することができる。

- (1) 合衆国内で製造されたブイチェーンの価

格が不合理であるとき。

(2) 緊急の状況であるとき。

第 98 条 国立沿岸警備隊博物館

(a) 設立

沿岸警備隊長官は、連邦が所有し沿岸警備隊が管理することになる沿岸警備隊士官学校の又はそれに近接するコネチカット州ニューロンドンの土地に、国立沿岸警備隊博物館を設置することができる。

(b) 支出の制限

(1) 第(2)号に規定する場合を除き、長官 (Secretary) はこの条に基づき設置される博物館の土木、設計又は建設に歳出権限法による (appropriated) 連邦資金を支出してはならない。

(2) 長官 (Secretary) は、最大限実行可能な限り、国立沿岸警備隊博物館の運営維持に歳出外 (nonappropriated) 資金及び非連邦資金を充てる。連邦の運営維持資金は、沿岸警備隊の歴史的成果物の保護保全に優先的に使用される。

(c) 資金計画

沿岸警備隊長官が第(a)項に規定する博物館を設立する日以前に、沿岸警備隊長官は、上院通商科学運輸委員会及び下院運輸インフラ委員会に、次に掲げるものを含む当該博物館の建設、運営及び保守の計画を提出する。

- (1) 計画、土木、設計、建設、運営及び保守の見積もり費用
- (2) 土木、設計、又は建設資金の不足の程度を含む、歳出権限法による資金、歳出外資金及び非連邦資金が当該目的に使用される程度
- (3) 第(1)号及び第(2)号に従って提出された見積もりが合理的かつ現実的であるという沿

岸警備隊が活動する省の監察官による証明

(d) 権限

沿岸警備隊長官はこの条に規定された以外の沿岸警備隊博物館を設置してはならない。

第 99 条 執行権限

長官 (Secretary) により承認されたガイドラインに従い、沿岸警備隊隊員は公務の遂行のため次のことを行うことができる。

- (1) 武器の携行
- (2) 施設にあるとき (第 46 編第 70101 条の定義⁽³⁾による。) は次のことを行うことができる。
 - (A) 面前で行われた合衆国に対する犯罪の令状によらない逮捕
 - (B) 法令で別に規定される財産の押収

第 100 条 沿岸貿易法の執行

沿岸警備隊の士官等隊員は、第 46 編第 551 章を執行する権限を有する。長官 (Secretary) は、この章を執行するため当該士官等隊員のためのプログラムを設ける。

第 101 条 不服申立て及び放棄

検査又は立入及び環境への脅威を含め、海洋安全に関する不服申立て又は決定の放棄を沿岸警備隊長官以外で裁定する者は以下のとおりとする。

- (1) 海洋安全の訓練、経験及び資格を有する適格な専門家であり、効果的に不服申立てに関する事実及び状況を判断し、不服申立ての実体を判断できる者又は
- (2) 次のような上級スタッフを有する者
 - (A) 第(1)号の要件をみたす。
 - (B) 不服申立てを裁定する者に積極的に助言する。

(3) 第 46 編第 70101 条は、「施設」という用語を「合衆国の管轄が及ぶ水域中、水上、水面下又は水域に近接して位置するあらゆる種類の構造物又は施設」と定義している。

- (C) 不服申立てに関する決定に書面で同意する。

第7章 他省庁との協力

第141条 他の省庁、州、準州及び下級行政機関との協力

- (a) 沿岸警備隊は、適切な権限を持つ者から要請がある場合、連邦省庁、州、準州、領土若しくはその下級行政機関又はコロンビア特別区を支援し、当該人員及び施設が特に適任である活動を行うために、その人員及び施設(第23章に基づき管理される補助隊員及び施設を含む。)を活用することができる。沿岸警備隊長官はこの項により人員及び施設が提供される条件を、支払を含め、規定することができる。
- (b) 沿岸警備隊は、関係省庁の長の同意を得て、任務の履行に有用である連邦省庁、州、準州、領土若しくはその下級行政機関又はコロンビア特別区の幹部その他の職員、助言、情報及び施設を用いることができる。州又は地方政府職員の人的役務の活用に関して、沿岸警備隊は標準政府旅行規則で連邦職員のために規定される場所により必要な旅費及び日当を支払うことができる。

第142条 国務省

沿岸警備隊は、長官 (Secretary) を通じ、外国政府との間で国務長官を通して情報を交換し、国務長官に対し、無線通信以外の海洋の生命と財産の保全を扱う全ての事柄に関し国際協力及び会議を提案することができる。

第143条 財務省

沿岸警備隊の士官、准士官及び下士官は税関職員とみなされ、関税法に関する任務の履行に関する限り、その行為は、税関職員を管理する

財務長官により発出される規則に服する。

第144条 陸軍省及び空軍省

- (a) 長官 (Secretary) の要請に応じて、陸軍長官又は空軍長官は、合意により費用の弁済を受け又は受けずに、陸軍又は海軍によって維持されている航空学校を含む学校に沿岸警備隊の隊員を教育のため受け入れることができ、当該隊員は当該学校の運営規則に服する。
- (b) 沿岸警備隊の士官等及び兵卒は、陸軍の士官等及び兵卒と同価格で陸軍の需品補給品を購入することが認められる。
- (c) 武器用品は、公務での使用のために陸軍長官により沿岸警備隊士官等に、陸軍士官等に販売するのと同様に販売することができる。

第145条 海軍省

- (a) 長官 (Secretary) の要請により、海軍長官は合意により費用の弁済を受け又は受けずに、次に掲げることを行うことができる。
- (1) 海軍長官が指定する海軍工廠での沿岸警備隊の船舶の建造
 - (2) 海軍が維持する航空学校を含む学校での教育のための沿岸警備隊隊員の受入れ。当該隊員は当該学校の運営規則に服する。
 - (3) 海軍が維持しており、入居可能な公的宿舎に沿岸警備隊職員及びその扶養者が入居する許可
 - (4) 第10編第1789条により沿岸警備隊に役務を提供するための、従軍牧師部隊からの職員の方遣
- (b) 沿岸警備隊の士官等及び兵卒は、海軍及び海兵隊の士官等及び兵卒と同価格で海軍及び海兵隊の需品補給品を購入することが認められる。
- (c) 沿岸警備隊が国土安全保障省で活動する際、長官 (Secretary) は、海軍での戦時作戦に要求される組織的かつ人及び装備が整っ

た沿岸警備隊を確保するために必要な、平時の訓練並びに予備役兵力及び施設の計画を提供する。この目的のため、海軍のために海軍長官、沿岸警備隊のために国土安全保障長官は、時宜に応じて、両者が必要かつ適切であると同意する情報を交換し、職員、船舶、施設及び装備を相互利用し、並びに任務及び機能を相互のために履行することに合意することができる。

- (d)(1) 第(a)項第(4)号に従って海軍長官により提供される役務の一部として、現役の沿岸警備隊隊員及びその扶養者並びに現役の予備役隊員及びその扶養者が強い家族構造を確立し、維持するのを支援するため、長官 (Secretary) は、従軍牧師が主導するプログラムに支援サービスを提供することができる。
- (2) この項において、「支援サービス」という用語は、現役の沿岸警備隊隊員及びその扶養者並びに現役の予備役隊員及びその扶養者が、保養地研修 (retreat) 及び会議への参加を含め、第(1)号で言及されたプログラムに参加する間の輸送、食物、宿泊、子守り、備品、料金及び研修教材を含む。
- (3) この項において、「扶養者」という用語は第 10 編第 1072 条第(2)号における定義と同様の意味である。

第 146 条 合衆国郵政公社

沿岸警備隊の施設及び職員は、長官 (Secretary) 及び合衆国郵政公社の必要を満たしている合意に基づき、緊急状況時又は孤立した場所での郵便物の輸送及び配達に活用することができる。

第 147 条 商務省

公海及び合衆国の管轄が及ぶ水域の上及び上空の生命及び財産の保全を推進するため、並び

に米国海洋大気庁による当該海洋及び水域の上及び上空の国内及び国際通商の安全で効率的な実施に不可欠な天気通報、予報及び警報の準備及び発信を促進するために、沿岸警備隊長官は、米国海洋大気庁長官と協力し、天気現象を観察、研究及び伝達するための、並びに天気データ、予報及び警報を発信するための設備及び支援を調達、維持管理し、提供することができる。沿岸警備隊長官と米国海洋大気庁長官の間で当該天気サービスの協力のための相互の必要を満たしている条件が合意され、取り決められる。

第 147a 条 保健福祉省

- (a) 沿岸警備隊長官は保健福祉長官を支援し、市民に緊急医療ヘリコプター輸送サービスを提供することができる。沿岸警備隊長官は、支払いを含め、この条に基づき資源が提供される条件を定めることができる。この条に基づいて提供される支援には次に掲げる特定の制限が適用される。
- (1) 支援は、支援の提供が可能な沿岸警備隊部隊が通常配備されている方面に限り提供しうる。沿岸警備隊部隊を支援の提供のためにある方面から他方面へ移送してはならない。
- (2) 支援は沿岸警備隊の任務遂行を妨げない範囲においてのみ提供することができる。
- (3) 支援の提供が沿岸警備隊の活動量の増加を生じさせてはならない。
- (b) 第(a)項に基づき設けられたプログラムの下で役務を提供する権限を沿岸警備隊により与えられ、その個人の任務の範囲内で行動する個人 (又はその個人の財産) は、役務提供により発生した財産上の損害若しくは滅失又は人的損害若しくは死亡について責任を負わない。

第 148 条 海洋教育

沿岸警備隊は、適切な権限を持つ者から要請

がある場合、いくつかの州、準州、コロンビア特別区及びプエルトリコによる海洋教育及び訓練に関連する任務のために隊員を分遣することができ、海事管理局长から要請される場合、合衆国による海洋教育及び訓練に関連する任務のために沿岸警備隊隊員を分遣することができる。分遣された者により提供される役務は沿岸警備隊の任務とみなされる。

第 149 条 外国政府及び海事機関への支援

(a) 外国政府支援のための隊員の分遣

大統領は、関係の外国政府からの申し出により、及び公益にとって適切な方策であるときは裁量により何時でも、沿岸警備隊隊員を、沿岸警備隊が有用である事柄について外国政府を支援するため分遣することができる。

(b) 外国海事機関への技術的支援

沿岸警備隊長官は、国務長官と調整し、通常の沿岸警備隊の活動と併せて、技術的支援（法執行及び海洋安全保安訓練を含む。）を外国海軍、沿岸警備隊その他の海事機関に提供することができる。

(c) 国際海事諸機関への補助金

国務長官に諮った後、沿岸警備隊長官は、商船検査、保安、安全、環境保護、船級分類及び寄港国又は旗国の法執行又は監督について情報又はデータを得る目的で、国際海事機関に補助金を拠出し、又は協力合意、契約その他の合意を締結することができる。

(d) 権限のある活動

(1) 沿岸警備隊長官は次のために資金を使用することができる。

(A) 派遣連絡チームの活動。当該活動に関する輸送費、翻訳サービス費又は管理費を含む。

(B) 沿岸警備隊部隊への相互訪問を行う外国政府の海事機関連絡チームの活動。当該活動に関する輸送費、翻訳サービス費

又は管理費を含む。

(C) 外国政府の海事機関の構成員を含むセミナー及び会議

(D) 外国政府の海事機関との取組みに関する刊行物の頒布

(E) 沿岸警備隊の文官及び軍人の人的費用で、(C)又は(D)に規定する活動への参加に関係するもの。

(2) この項に基づく外国との活動は、国務長官が当該外国での当該活動を承認しない限り、行うことができない。

(3) この項に基づき使用される資金額は、各会計年度 100,000 ドルを超えてはならない。

第 150 条 大使館員としての沿岸警備隊士官

士官は、国務長官の同意を得て、合衆国が広範に海商に従事する国の合衆国在外公館に定期にかつ公式に配属されることができる。当該沿岸警備隊在外大使館員の維持の経費は、事務所賃借料、被用者への支払い及び光熱費を含む住居手当を含め、沿岸警備隊が負担することができる。

第 151 条 作業及び物資に係る政府所有の機関との契約

(a) 総則

法の権限に基づく、沿岸警備隊により政府所有の機関との間で行われる作業又は物資の発注又は契約は全て、民間業者と行われる類似の発注又は契約と同様の義務であるとみなされ、当該作業又は物資の予算は、民間業者と行われる発注又は契約の場合と同様に、その支払いに用いられる。

(b) 産業的活動のための発注及び合意

この条に基づき、沿岸警備隊の産業的活動においては、国防総省及び国土安全保障省の機関、庁及び部からの発注を受領し、支払合意を締結することができる。

第 152 条 歳出外資金による機関：商品及びサービスの供給又は入手のための他の諸機関との契約

沿岸警備隊施設内売店 (Exchange System) 又は沿岸警備隊福利厚生部門 (morale, welfare, and recreation system) は、その効率的な管理及び運営に資する商品及びサービスを提供又は入手するために、沿岸警備隊の部署若しくは機関又は他の連邦省庁若しくは機関と契約その他

の合意を締結することができる。

第 153 条 判事の任命

長官 (Secretary) は、沿岸警備隊が活動する省の文官を、第 10 編第 866 条第(a)項に規定する沿岸警備隊刑事上訴裁判所の任に当たる、上訴軍判事に任命することができる。

第 9 章以下 (略)

(ろーらー みか)